奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局処務規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長　岩　本　　平

別表第一の表第三号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成二十一年十二月奈良県人事委員会規則第十九号）第二条第一項に規定する申立てを行う意思の有無の確認、同規則第三条第一項に規定する意見陳述の機会の付与の通知及び同規則第四条第二項に規定する意見陳述の機会の期日又は場所の変更に関すること。

別表第二の表第三号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。